

議 案 第 6 9 号

松戸市保育士就職支援資金貸付条例の一部を改正する条例の制定
について

松戸市保育士就職支援資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

新たに免許を取得し、市内の幼稚園に勤務しようとする幼稚園教諭に対し就職支援資金を貸し付け、その就職準備を支援することにより、市内における幼稚園教諭の確保を図るため。

松戸市保育士就職支援資金貸付条例の一部を改正する条例

松戸市保育士就職支援資金貸付条例（平成30年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松戸市保育士及び幼稚園教諭就職支援資金貸付条例

第1条中「保育士資格」の次に「又は幼稚園教諭免許」を加え、「市内の民間保育所等において保育士」を「保育士又は幼稚園教諭」に、「保育士就職支援資金」を「保育士及び幼稚園教諭就職支援資金」に改め、「おける保育士」の次に「及び幼稚園教諭」を加える。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園であって市内に存するものをいう。

第3条第1号中「指定保育士養成施設」を「保育士にあつては指定保育士養成施設」に改め、「合格した日」の次に「、幼稚園教諭にあつては幼稚園教諭免許を取得した日」を加え、同条第2号中「保育所等」を「保育士にあつては保育所等、幼稚園教諭にあつては幼稚園」に改め、「、保育士」の次に「又は幼稚園教諭」を加え、同条第3号中「保育所等で」を削る。

第6条第1項第1号中「保育所等で」を削る。

第8条第1号中「保育所等で」を削り、「保育士」の次に「又は幼稚園教諭」を加え、「当該保育所等に」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。